

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書  
【根拠条文】 法第27条の25第3項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 徐宏沢  
【住所又は本店所在地】 中国遼寧省瀋陽市沈河区文化路70 2号1-18-2  
【報告義務発生日】 該当事項なし  
【提出日】 2025年12月5日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項なし  
【提出形態】 該当事項なし  
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 発行者の名称    | 日本エマージェンシーアシスタンス |
| 証券コード     | 6063             |
| 上場・店頭の別   | 上場               |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所          |

## 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者（大量保有者）/ 1】

|               |             |
|---------------|-------------|
| 個人・法人の別       | 個人          |
| 氏名又は名称        | 徐宏沢         |
| 住所又は本店所在地     | 中国遼寧省瀋陽市沈河区 |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 徐宏沢         |
| 電話番号          | 08043574744 |

## 【訂正事項】

|                  |  |
|------------------|--|
| 訂正される報告書名        | 変更報告書  |
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 2025年12月2日   |
| 訂正箇所             | <p>このたび、下記の大量保有報告書につきまして、提出手続の順序に誤りが生じたことから、監督官庁のご指示に基づき、当該書類の取下げを申請いたします。</p> <p>本来、初回大量保有報告書として5%到達時点の新規報告を先に提出すべきところ、同新規報告が通信エラーの影響により正常に受理されないまま、先に6%到達時点の変更報告書のみが提出・公開される結果となってしまいました。</p> <p>その後、関東財務局ご担当者様より、「5%の新規大量保有報告書の受理を先行させる必要があるため、先行提出された6%変更報告書は一旦取下げのうえ、改めて正しい順序で提出するよう」とのご指示を頂戴いたしました。</p> <p>つきましては、下記管理番号の大量保有報告書につきまして、当方の手続上の不備に起因するものであることをご理解のうえ、取下げのご承認を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>取下げ対象書類<br/>     書類管理番号：S100X8L8<br/>     書類名：大量保有報告書（変更報告書）<br/>     提出日：令和7年12月4日<br/>     本件につきましては、当方の手続不備によりご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。<br/>     今後は、関係法令および提出順序を厳守のうえ、再発防止に努めてまいります。<br/>     何卒よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。</p> |